

福岡県公報

平成18年 4 月 28 日
第 2 5 2 7 号

目 次

告 示 (第889号—第900号)

○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	1
○福岡県大牟田ハイッ体育施設の使用料の徴収事務の委託	(労働政策課)	1
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○市街地再開発組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
公 告		
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	10
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	11
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	11
○福岡地域求職活動援助計画	(労働政策課)	12
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開	(漁政課)	12

○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	12
○パソコン運用管理業務の委託に係る提案の募集	(高度情報政策課)	13

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	13
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	15
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	17
○警備員等の検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	18

告 示

福岡県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年4月18日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年 4 月 28 日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
宮若市金生 (金生地区)	換地計画書の写し	平成18年4月28日から 平成18年5月31日まで	宮若市役所

福岡県告示第890号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県大

牟田ハイツ体育施設の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 委託先 有限会社秀朋
- 2 所在地 大牟田市大字草木474番地1
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

福岡県告示第891号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営高田東部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成18年4月28日から 平成18年5月31日まで	高田町役場 山川町役場 瀬高町役場

福岡県告示第892号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営瀬高南部前期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成18年4月28日から 平成18年5月31日まで	瀬高町役場

福岡県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営名吞地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成18年4月28日から 平成18年5月31日まで	福津市役所津屋崎庁舎

福岡県告示第894号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字江削378番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市福童468番地1
佐藤 広芝

福岡県告示第895号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳字小原2564から2566まで、2567-1から2567-5まで、2568-3、2570-1、2570-4、2570-5、2571、2572、2572-3、2573-1、2573-3、2573-4

、2574-1、2574-3、2574-4、2575-1及び2575-3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市青柳2572番地

長泉寺 代表役員 松下正信

福岡県告示第896号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市千鳥二丁目1854番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市久保777番地14

元満 壽次

福岡県告示第897号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字長浜市舟底2082-1及び2082-4から2082-20まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市野中町1011-8

昭和不動産 代表取締役 池田 武典

福岡県告示第898号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字五郎丸字前田129番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫郡那珂川町大字五郎丸196番地

山本 善朗 山本 真由美

福岡県告示第899号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更の認可をしたので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

室町一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成11年6月から平成19年3月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区室町1丁目、大門1丁目及び城内の各一部

4 事務所の所在地

（変更前）

北九州市小倉北区京町1丁目2番24号

（変更後）

北九州市小倉北区室町1丁目2番11号

5 設立認可の年月日

平成11年5月21日

6 定款の変更の認可の年月日

平成18年4月14日

福岡県告示第900号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市東大橋2丁目1797-3、1800-1、1807、1808-1、1811、1812、1813-1、1815、1816、1822、1824、1828-2、1834-2及び1869-1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡宇美町光正寺2丁目7番1号

共和物産株式会社 代表取締役 草田 栄作

公 告

公告

福岡県警察放置違反金関係事務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県警察放置違反金関係事務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 委託業務期間

平成18年6月1日（木）から平成19年3月31日（土）までの間

(4) 委託業務場所

福岡市博多区千代6丁目4番14号

福岡県警察東浜駐車対策センター内

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年5月19日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」（サービス業種、その他）に登録されている者で、等級「AA、A」に格付けされている者（中分類は問わない。）

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(5) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(7) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年4月28日(金)から平成18年5月15日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までに於いて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、特別清算開始、会社更生法手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成18年5月10日(水)午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部144会議室

(3) 参加申込方法

平成18年5月9日(火)午後5時15分までに4の部局まで電話での申込み

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年5月19日(金)午後5時15分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部別館402会議室

(2) 日時

平成18年5月22日(月)午後2時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転者管理システム用端末機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ㏍ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ㏎ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年5月26日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

運転者管理システム用端末機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年6月6日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）
05	02	電気通信機器	
13	07	ソフトウェア開発	
13	08	リース・レンタル	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て

<p>がなされていない者</p> <p>(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者</p> <p>5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-641-4141 内線2233</p> <p>6 契約条項を示す場所 5の部局とする。</p> <p>7 入札説明書の交付</p> <p>(1) 期間等 平成18年4月28日（金）から平成18年6月6日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 場所 5の部局とする。</p> <p>8 入札説明会の開催</p> <p>(1) 日時 平成18年5月10日（水）午後3時30分</p> <p>(2) 場所 5の部局の指定する場所とする。</p> <p>9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>10 入札書の提出場所及び受領期限</p> <p>(1) 提出場所 5の部局とする。</p> <p>(2) 受領期限 平成18年6月6日（火） 午後5時15分</p> <p>(3) 提出方法</p>	<p>直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。</p> <p>11 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 5の部局の指定する場所</p> <p>(2) 日時 平成18年6月7日（水） 午前10時00分</p> <p>12 落札者がいない場合の措置 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。</p> <p>13 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合</p>
---	---

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指定停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity

Lease contract for Driver Information Administration System computer terminals

- (2) Time Limit of Tender

5:15PM on June 6, 2006

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

TEL. 092-641-4141 (Ext. 2233)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札者に係る特定役務の名称

県全戸配布広報紙の製作及び配送委託業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日

平成18年4月3日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

大成印刷株式会社

(2) 住所

福岡市博多区東那珂3丁目6番62号

5 落札金額

発注部数1部当たり 2,9085円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年2月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札者に係る特定役務の名称及び数量

新聞定期広告（朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各12回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成18年4月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社三広

(2) 住所

福岡市中央区天神4丁目6番3号

5 落札金額

67,230,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成18年2月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札者に係る特定役務の名称及び数量

テレビ・ラジオ広報番組の制作及び放送委託

（テレビ内訳）

R K B 毎週土曜日 5分 53本

T N C 毎週日曜日 5分 52本

K B C 毎週金曜日 5分 52本

T V Q 毎週月曜日 6分 52本

（ラジオ内訳）

K B C 毎週金曜日 5分 52本

F M福岡 毎週月・木曜日 5分 104本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年4月1日

4 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社電通九州
(2) 住所
福岡市中央区赤坂1丁目16番10号
5 契約金額
104,950,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）に該当

公告
地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条第1項の規定に基づき策定した福岡地域求職活動援助計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県生活労働部労働局労働政策課及び福岡県総務部県民情報広報課に備え置いて縦覧に供する。）
平成18年4月28日
福岡県知事 麻生 渡

公告
福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第49条第4項又は第51条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。
平成18年4月28日
福岡県知事 麻生 渡
1 不利益処分の根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第49条第1項又は第51条第1項
2 聴聞の期日及び場所
平成18年5月26日 午前10時00分
福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟7階

海区漁業調整委員会室
3 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
4 聴聞に関する問い合わせ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号092-643-3030
郵便による場合のあて先
郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。
平成18年4月28日
福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	名称及び氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(2)第13388号	アシスト住宅情報館 古賀 義雄	久留米市藤光1-10-12

2 聴聞期日及び場所
平成18年5月16日 午前10時
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎4階401号会議室
3 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
4 聴聞に関する問い合わせ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号092-643-3030
郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

次のとおりパソコン運用管理業務の委託に係る提案を募集します。

平成18年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

パソコン運用管理業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

提案参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとする。
ただし、共同参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

- (1) 共同参加者は3者以内とすること。
- (2) 各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
- (3) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画振興部高度情報政策課（ネットワーク管理班）

電話番号 092-643-3194

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成18年5月15日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成18年5月2日（火）午後1時30分から

イ 場所

福岡県庁行政棟地下1階 行政8号会議室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成18年5月22日（月）午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない）。

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒヤリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設け審査する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第100号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を、次のとおり実施する。

平成18年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

(1) 警備員指導教育責任者講習

法第2条第1項第2号に係る警備業務

(2) 機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

(1) 警備員指導教育責任者講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年6月14日(水)から同年6月21日(水)までの間(ただし、土、日曜日については休講とする。)	午前9時30分から午後4時35分まで(ただし、最終日の講習については午後2時45分までとし、その後、修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 機械警備業務管理者講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年6月7日(水)から同年6月9日(金)までの間	午前9時から午後5時まで(ただし、最終日の講習については午後3時10分までとし、その後、修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

各講習30名

4 受講対象者

(1) 警備員指導教育責任者講習の受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の

交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。)(当該警備業務に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)(当該警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 機械警備業務管理者講習

受講要件の規定なし。

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書(別記様式第1号) 1通

※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書(1級)の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

(2) 機械警備業務管理者講習

機械警備業務管理者講習受講申込書（別記様式第1号） 1通

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 警備員指導教育責任者講習

平成18年5月2日（火）から平成18年6月9日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間とする。

イ 機械警備業務管理者講習

平成18年5月1日（月）から平成18年6月2日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間とする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の30人に達したときは受け付けを締め切ることとする。

7 講習受講手数料

(1) 警備員指導教育責任者講習

38,000円

(2) 機械警備業務管理者講習

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

8 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

9 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、警備員指導教育責任者講習を受講する者については、実技訓練（救急法、護身術）の際、動きやすい服装を用意すること（講習施設に各受講者への貸与ロッカーあり。）。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者講習受講申込書（別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第101号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成18年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年6月28日(水)から同年6月30日(金)までの間	午前9時30分から午後3時40分まで (ただし、最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年7月5日(水)から同年7月7日(金)までの間	午前9時30分から午後3時40分まで (ただし、最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通
(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間

ア 法第2条第1項第2号に係る警備業務

平成18年5月9日(火)から平成18年6月23日(金)まで(土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

イ 法第2条第1項第3号に係る警備業務

平成18年5月11日(木)から平成18年6月30日(金)まで(土、日曜日を除く。)の午前10時から午後5時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

- (3) 受講申込みの際には、必要書類(前記4)を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること(代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。)。
(4) 受付期間は、前記5(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が各講習定員の30人に達したときは受け付けを締め切ることとする。

6 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第2号

14,000円

(2) 法第2条第1項第3号

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
(3) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(別記様式第1号)については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第102号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成18年4月28日

福岡県公安委員会

1 検定審査の期日、時間及び場所

審査期日	審査時間	審査場所
平成18年6月23日（金）	午前10時からおおむね午後3時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定審査を行う検定の種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- 福岡県内に住所を有すること
- 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること
- 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること

ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する

- 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続し

て1年以上であるもの

- 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

に該当するものを除く。

5 検定審査の方法

審査は、筆記試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

筆記試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

平成18年5月8日（月）から同年6月9日（金）まで（土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、審査申請者が定員の30名に達したときは受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書1通（検定規則別記様式を使用）
- 住居地を疎明する書面
- 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真）1枚
- 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書1通（検定規則別記様式を使用）
- 当該営業所に所属することを疎明する書面

○ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真）1枚

○ 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

○ 審査申請書1通（検定規則別記様式を使用）

○ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真）1枚

○ 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 検定審査の際には、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装（実技試験を行うため。）を必ず持参すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと

。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第103号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する警備員等の検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成18年4月28日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

(1) 施設警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年8月3日（木）	午前9時から、お おむね午後5時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 貴重品運搬警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成18年8月10日（木）	午前9時から、お おむね午後5時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定30人

3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、筆記試験及び実技試験により行う。

なお、筆記試験（20問）の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 施設警備業務（2級）

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務（2級）

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

ア 施設警備業務（2級）

平成18年5月10日（水）から同年7月21日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

イ 貴重品運搬警備業務（2級）

平成18年5月10日（水）から同年7月28日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

① 住所地を疎明する書面（住民票の写し、免許証の写しなど）

② 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

① 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）

② 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 申請方法

ア 検定の受検を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること

- 。
- (4) 検定手数料
- ア 施設警備業務（2級）
16,000円
- イ 貴重品運搬警備業務（2級）
16,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。
検定手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は受検しなかった場合でも返還しない。
- 7 その他
- (1) 受検の際には、筆記用具及び受検票を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全部事課において受け取ることができる。